

◎佐賀県条例第38号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第22条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第22条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（頻繁な通院を必要とする治療として人事委員会規則で定めるものを受ける場合にあつては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> <p><u>(6)～(11) 略</u></p>

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。